

草津市廃棄物減量等推進審議会会議録

1. 日 時

平成 18 年 3 月 10 日（金） 11：00～12：00

2. 場 所

草津市役所 行政委員会室

3. 出席者

〔草津市長代理〕	山岡 晶子				
〔委員〕	※ ◎天野 耕二	○青木 和子	金谷 健	大村 久雄	
	田中 征子	妹尾 志郎	坪田 貴尋	馬場 和男	
	小林 泉	権田 五雄			
〔事務局等〕	木津 忠良	横江 清一	梅景 聖夜	松田 政義	
	太田 静男	森 安幸	居川 哲雄	笹井 裕	

※◎選出された会長、○選出された副会長

4. 議 事

〈開会〉

○事務局

みなさん、おはようございます。定刻時間前ではございますが、委員の先生方、全員揃っておられますので、ただいまから草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また委員の皆様には当審議会の運営につきましてご協力頂きありがとうございます。また、一般公募の二人の委員さんにつきましても貴重なご意見どうもありがとうございました。

それでは第一回目の草津市廃棄物減量等推進審議会開催にあたりまして、草津市の収入役でございます山岡の方からご挨拶申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

〈挨拶〉

○収入役

本日は公私ともご多忙の中、第一回目の草津市廃棄物減量等推進審議会に、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

本来ですと、伊庭市長がご挨拶申し上げるはずでございますが、本日、公務のため、私、収入役の山岡が一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆様方にはおかれましては当審議会の委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受け頂き、誠にありがとうございました。また、一般公募のお二人にはごみ問題に関心をお持ち頂き、積極的にご応募頂きましたことに対し、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本市のごみ処理は、昭和 52 年に現在のクリーンセンターであります当時の清掃工場の稼働開始に合わせまして、ごみの減量と再資源化についての取り組みを進めるために、全国に先駆けて、ごみの 5 種類分別を実施したところでございます。

その後、人口増加や新たな都市施設、商業施設の開発により、ごみ量が増加する中で、粗大ごみ、乾電池、ペットボトルなどの分別を加え、現在では 10 種類の分別を実施しているところでございます。またその間、施設の老朽化が進んだため、平成 5 年度から平成 8 年度にかけまして、焼却炉の改修工事と破碎ごみ処理施設の整備を行ってきたところでございます。

また国では、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が制定されまして、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減されるいわゆる循環型社会の構築に向けた方向付けがなされたところでもございます。この循環基本法の制定と前後して容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの個別リサイクル法の整備や改正が行われるなど、近年廃棄物に関わる法令がめまぐるしく変わっております。

本市におきましても、ごみの処理に関しましては、法令の改正やごみ処理方法の変更にあわせて基本的な分別方法や収集体系などについて、その都度見直しを行ってきたところでございますが、その後の人口増加や生活形態の変化に伴いまして、ごみ量が年々増加し、また、ごみ内容が多種多様となったことで、今まで通りのごみ処理が困難な状況も出てきておりまして、日々のごみ処理の中で、市民の皆様方から分別が分かりにくい、またごみの収集回数を増やしてほしい、あるいはごみ袋を交換してほしいなど色々なご意見や、またご要望が寄せられているところでございます。

市におきましてはごみの収集運搬、あるいは処理に要する費用も増加し続けておりますことから、今般これらのごみ処理に関する課題に対応し、本市の一般廃棄物の処理に係る施策を見直すため、この審議会を設置させていただいたところでございます。

今後、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂き、十分に議論頂いた上で、ご答申頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健康とご活躍を心からご祈念申し上げますとともに、今後とも本市の廃棄物行政をはじめ、市政全般におかれましてご理解とご協力を頂きますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〈委員紹介〉

○事務局

どうもありがとうございました。それでは、本日初めての審議会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料別紙 1 に委員名簿もございますので、それに則って紹介させていただきます。

尚、時間の都合上、私の方から順次ご紹介をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。座ったまま、失礼を申し上げます。委員の皆様方には草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第 20 条の 2 第 4 項に定めるところにより委嘱をさせていただきました。

第 1 号の学識経験者としていたしまして、委嘱させていただきました立命館大学工学部環境システム工学科教授の天野耕二様でございます。

○委員

天野です。よろしくお願いいたします。

○事務局

同じく第 1 号の学識経験者として委嘱させていただきました、滋賀県立大学環境科学部環境計画学科助教授の金谷健様でございます。

○委員

金谷です。よろしくお願いいたします。

○事務局

次に第2号の市民を代表する方として、4名の方を委嘱させて頂きました。草津市自治連合会の方から大村久雄様でございます。

○委員

大村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

次にごみ問題を考える草津市民会議の青木和子様でございます。

○委員

青木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

それから、一般公募の田中征子様でございます。

○委員

田中です。よろしくお願いいたします。

○事務局

同じく一般公募の妹尾志郎様でございます。

○委員

妹尾です。よろしくお願いいたします。

○事務局

次に、第3号の事業者を代表する方として、2名の方を委嘱させて頂きました。

キャノンマシナリー株式会社経営企画部総務人事グループマネージャー兼安全環境マネージャーの坪田貴尋様でございます。

○委員

坪田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

株式会社平和堂アル・プラザ草津支配人の馬場和男様でございます。

○委員

馬場でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

次に第 4 号の関係行政機関の職員として委嘱させて頂きました、滋賀県南部振興局環境森林整備課長の小林泉様でございます。

○委員

小林です。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

次に、第 5 号のその他市長が必要と認めた方として、委嘱をさせて頂きました大五産業株式会社専務取締役の権田五雄様でございます。

○委員

権田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局

ただいまご紹介いたしました 10 名の方々が、草津市廃棄物減量等推進審議会の委員として委嘱させて頂きました皆様でございます。今後ともお世話になりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、市民環境部並びに事務局の側の出席者をご紹介いたします。

ただいまご挨拶申し上げました、草津市収入役の山岡でございます。

○収入役

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局

市民環境部長の木津でございます。

○事務局

木津でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局

同じく市民環境部次長の横江でございます。

○事務局

横江です。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局

クリーンセンター所長の梅景でございます。

○事務局

梅景です。よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局

処分場建設推進課長の松田でございます。

○事務局

松田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

次に当審議会の事務局を担当しております、私、クリーン事業課長の太田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。同じく同課長補佐の森でございます。

○事務局

森でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

同課専門員の居川でございます。

○事務局

居川でございます。よろしく申し上げます。

○事務局

それからコンサルタントの東和科学株式会社の関西支店の皆様、笹井、亀谷、宗近の皆様方でございます。

○コンサルタント

笹井でございます。よろしく申し上げます。

○コンサルタント

亀谷です。よろしく申し上げます。

○コンサルタント

宗近です。よろしく申し上げます。

○事務局

尚、本日の審議会につきましては、半数以上の委員の方、全員の方々が出席されておりますので、別添資料第7で施行規則を添付しておりますけれども、施行規則第19条第2項の規定を満たしており、審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

〈会長及び副会長の選出〉

○事務局

それではただいまより議事に入る訳ではございますが、本日が第1回目の審議会でございますので、現在会長及び副会長は決まっております。施行規則第17条第1項の規定に基づき、会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。

尚、会長及び副会長の選出につきましては、施行規則の第 17 条第 2 項で委員の互選により選出すると、なっております。選出についてはどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

○委員

事務局の方で何かお考えがあるようでしたら、できればお願いしたいと思いますが。

○事務局

ただいま小林委員の方から事務局にて何か考えが、ということでしたので、先ず会長の選出ということですが、当審議会には先ほどご紹介いたしましたように、学識経験者として 2 名の廃棄物の専門家、先生方がおられます。廃棄物学会でご活躍されているわけですが、金谷先生どうですか。ご意見は何かございますか。

○委員

立命館大学の天野先生にお願いできればと思います。

○事務局

今、金谷先生の方から天野委員に会長をお願いしたらどうかと発言がございましたけれども、皆様方、よろしいですか。

○一同

お願いします。

○事務局

どうもありがとうございます。それでは、天野先生、会長よろしくお願い申し上げます。

続きまして副会長でございますが、当審議会は 2 名の女性の方が委員としてご参画をいただいております。ごみの現状につきましては、女性の方々が果たす役割も大変重要かと思っておりますので、そういった観点で、公募委員として貴重なご意見を賜りました、田中さんの方から特に何かご意見ございますか。

○委員

私は青木さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。ごみ問題を考える草津市民会議の青木様に、との話でございますが、それでよろしいでしょうか。

○一同

はい

○事務局

ありがとうございます。それでは再度確認をいたします。会長は天野委員さんに、副会長には青木委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。恐れ入りますが、天野会長

には会長席に、青木副会長は副会長席の方に移動をよろしくお願い申し上げます。

〈議事〉

○事務局

それでは議事に入ります前に、資料の確認ということで、お手元の資料があると思うのですが、資料 1 から 7 までございますので、一応確認のうえ、不足するものがございましたら、事務局の方までお申し付けください。

それでは、草津市廃棄物減量等推進審議会を進めさせていただきます。議事の進行につきましては施行規則第 19 条第 3 項の規定によりまして、会長が議長となっておりますので、これより先の議事の進行につきましては、会長によるようお願い申し上げます。

○会長

ご指名に預かりましたので、議事進行を努めさせていただきます。私なにぶん若輩者で、いたらぬ所もありますので、委員の皆様方のお力添えのほど等よろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、本日第 1 回の廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

議事につきましては資料番号に順に 1 番名簿、2 番以降は事務局の方から、主にこれまでの現状と課題についての説明を中心に進めさせていただきます。

それでは、事務局の方で配布資料の順番に、ご説明の方はよろしくお願い致します。

○事務局

それでは順次資料のご説明を申し上げたいと思います。

1 番のごみ処理に係ります国の動向については私、森が、それ以降のごみ処理の現状と課題等につきましては居川から説明をさせていただきます。

それではお手元の資料の 3 枚目になりますが、資料 2 の国における排出抑制の目標及び資源化・埋立減量の目標という 1 枚ものの資料ですが、これに基づいて説明していきたいと思います。

国では廃棄物を抑制し、適正な処分をすることにより、生活環境の保全、及び公衆衛生の向上を図ることを目的に廃棄物の処理及び清掃に関する法律といったものを定めております。

廃棄物に関します国や自治体の施策というのはこの法律を基に進められているわけですが、その進めるべき方向を示すものとしたしまして、去る平成 13 年の 5 月に廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、非常に名前が長いですが、国としての方針が策定されております。

その後中央環境審議会からの意見や近年の廃棄物処理技術の向上、また社会動向等踏まえまして、昨年平成 17 年の 5 月にその内容の一部改正が行われております。

この改正後の基本方針で今後の廃棄物の減量や種類に関します施策の方向付けとしまして、まず一番に、できる限り廃棄物の抑制をなさし、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止であるとか、その他環境への負荷の低減に配慮しながら、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行いなさい。

それでお適正な循環的な利用が行われないものについては適正な処分を確保することとされました。すなわち、廃棄物の抑制が一番、二番目が循環的な利用、三番目が適正な処分、という順番で位置づけされました。

そして、ここから先が資料になるわけですがけれども、その中で市町村が処理することとされている廃棄物の減量化の目標数値が定められておりまして、資料の左側の目標値の欄に記載されてお

すけれども、一つ目といたしまして、排出量につきましては平成9年度から平成22年度までの間に5%を削減する、二つ目として再生利用につきましては平成9年度の約11%から22年度には約24%に引き上げる。すなわち13%アップを図る。

そして排出量を削減し、再生利用を減らすことによりまして、最終処分量を22年度には平成9年度のおおむね半分に削減する。以上の3つが目標数値として示されました。

そして、同時にこれらの目標を実現するために、地方公共団体や国が取り組むべき方向というのが示されておりまして、それがこの資料の右側の備考欄に記載されております内容であります。

先ず地方公共団体の役割といたしましては、一つ目に適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取り組みを図るものとする。

ごみをいかに安全かつ適正に処理するかという問題は、これはもう全国共通の課題でありますことから、市町村単位での今までの取り組みだけでなく、もっと周辺市町村等と連携を図りながら広域的に共同で取り組んでいきなさい。これが一つ目の方針です。

二つ目といたしまして、コスト分析及び情報提供を行い、分析結果を様々な角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるように努めること。

ご承知のとおり、ごみは種類によって様々な経路によって処理されておりまして、たくさんの費用がかかっているわけですが、市町村はこれらの内容をきっちりと分析した上で、住民にその情報提供をしなければなりません。

それと共に、今後は市町村直営事業だけでなく、民間資金を使った公共施設の整備等も活用していくといったより経済合理的な事業実施を検討していきなさい。こういったことが言われております。

そして三つ目ですけれども、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。と、あります。

環境省の調査によりますと、全国ではごみ袋の販売等で住民に一般廃棄物の処理にかかります費用の一部負担をお願いしている市町村が約4割あると言われております。これで一定の成果を上げているということです。

このことを踏まえまして、国は、増え続けますごみの発生抑制、あるいは住民意識の向上につなげていくために、有料化を推進していくべきであるということを明確にここで打ち出しております。

本市では現在家庭から出るごみに対しまして、各世帯に年間一定量のごみ袋を無料で配布いたしております。

粗大ごみも有料で回収させてもらっていますこと等から致しまして、分類では有料化自治団体ということになるわけですが、市といたしましては、今後ごみの増加を少しでも削減し、またリサイクルを推進していく上で、市民に何をどこまで求めていくべきなのかまたよく言われておられますけれども、ごみの減量に取り組む人と、そうでない人がいる中で、公平な負担というのはどうあるべきかというような事も考えてみるべき問題かと思っておりますが、これにつきましては、今後、各皆様方にご議論いただくべきところかなという風に考えております。

資料の方に戻りますが、国は自治体が行うコスト分析の手法や有料化の進め方を示すことなどを通じて地方公共団体の取り組みの支援に努めることとされております。

そしてその次に一般廃棄物の処理体制の確保についてですが、一般廃棄物の処分の最適な方法の例示として、廃プラスチック類について、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについて、直接埋立を行わず、熱回収を行うことが適当であるとされております。

ここでは廃プラスチックの処理が例示されておりますけれども、市町村は一般廃棄物を処理していくうえでは、発生量やごみの質に即して最新の処理技術を視野に入れながら、適切な処理を行わ

ないといけないということになると思います。

また、それに加えて、その処理が可能となるような処理運搬体制、こういったものも確保していきなさいということになるかと思います。

最後に一般廃棄物の処理施設の整備ですけれども、発生及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会を形成するための総合的な計画となるよう、一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。

また、災害廃棄物の処理について、広域的な連携体制を築くとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った施設整備を進めることが必要である。ということで、処理計画に基づく整備と広域整備の必要性が謳われております。

尚、下の欄に一般廃棄物処理計画の参考として平成 14 年 3 月に県の方で策定されました滋賀県廃棄物処理計画の中から一般廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分量につきまして平成 17 年度と 22 年度の目標数値を挙げておきましたので、参考にご覧頂きたいと思います。

以上で国における廃棄物抑制の目標及び資源化・埋立減量の目標についての説明を終わります。

○事務局

それでは引き続き私の方から資料 3, 4, 5 の説明をさせていただきます。

まずは資料 3 のごみ処理事業の現状と課題というものをご覧頂きたいと思います。

1 頁目でございますけれども、先ず人口及び世帯数の推移でございます。

本市の場合、平成 7 年度では 100,918 人の人口でございましたが、その後、特に市の南部地域、また J R 草津駅周辺などその他いろいろな開発が進んだことによりまして、また平成 6 年度には立命館大学のびわこ・くさつキャンパスの開校、その後 10 年度に経済学部、経営学部が移転されてきたといった事等がありまして、人口の増加がその後も進み、16 年度には 114,586 人となっております。

なお、この場合、平成 7 年度からの人口増加率ですが、13.54%でございます。

また、世帯数も増加しておりまして、平成 7 年度、34,048 世帯でございましたが、平成 16 年度には 44,034、約 1 万世帯増加しておりまして、この間の増加率につきましては、29.33%ということでございます。

なお、一世帯当たりの人口でございますが、平成 7 年度 2.96 人なんです、平成 16 年度は 2.60 人まで減少している状況でございます。下の方にそのグラフを挙げておりますので、またそれをご覧頂きたいと思います。

続きまして、2 頁の方へお進み頂きたいのですけれども、2 頁はごみの排出量の推移なんです、本市のごみは、家庭系ごみ、事業系ごみともに 10 種類の分別をしております、ごみの総排出量も年々増加している状況で、平成 7 年度には 29,386t でありましたが、平成 16 年度 40,425t の排出がありまして、その増加率を見ますと、37.6%となっております。

人口増加率が 13.54%となっておりますので、それに比べるとかなり、大きく上回っているという状況でございます。またごみの総排出量における家庭系ごみと事業系ごみの比率が下のグラフのところでございますが、平成 7 年度の比率を見ますと、家庭系ごみが 69%、事業系ごみが 31%でありましたが、平成 16 年度には家庭系ごみが 63%で、事業系ごみが 37%となっております、事業系のごみの占める比率というのが高くなってきているような状況でございます。

続きまして、3 頁の原単位の推移でございますが、本市の家庭系ごみ及び事業系ごみを合わせたごみの総排出量です。その排出量における 1 人 1 日排出量というのは増加傾向にございまして、平成 16 年度における平成 7 年度からの増加率は 21.1%を示しております。

家庭系ごみの原単位を見ますと、平成7年度から増減を繰り返していきまして、平成13年度のピークで1人1日当たり611.7gですが、平成16年度にはそれが606.7gとなっています。

また、事業系ごみの原単位、1日排出量なんですけど、平成7年度より増加傾向を示しておりまして、平成7年度には1日当たり、24.8tの事業系ごみが排出されていますが、平成16年度はそれが41.2tまで増加しており、この間の増加率は66.1%でございます。

続きまして、4頁の方をご覧頂きたいと思っております。ごみ処理体系でございますが、これは本市のごみの処理の流れを大まかに示した図でございます。

この図の中の数値は、平成16年度に環境省の方で実施されました一般廃棄物処理実態調査というのがございまして、毎年実施されるのですが、その数値を使いまして、これに今年度若干処理体系が変わっておりますので、それに合わせた形で流れを大まかにまとめさせて頂きました。

左側の普通ごみから下へ小型破碎ごみ、粗大ごみと10種類ございます。今現在、市では10種類の分別をさせていただいております、右の方に矢印が伸びてますが、真ん中のところで中間処理をいたします。

例えば普通ごみですと、クリーンセンターの方へ搬入しまして、焼却処理していくわけですが、その他下の破碎ごみなどとか、金属処理、こういった処理を加えまして、その中で資源化をするもの、または資源化できないもので埋立処分等の最終処分をするもの、右の方に行きまして、主に今、大阪湾の広域臨海環境整備センターという所で、いわゆるフェニックス計画に基づいて、そちらの方に、例えば焼却灰とか、不燃物は埋立処理をさせて頂いております。

続きまして、5頁に参りますけど、5頁は、今、ご説明申し上げましたごみ処理の体系、これのデータをこの表にまとめております。右の方に国ならびに県の平成15年度の実績数値を並べさせて頂きましたけれども、草津市の、こちらの方も16年度の先ほど申し上げました実績を使いまして、あと17年度の処理に合わせた場合にどういった数量というか、処理量になるか、この辺の推定をしまして、こちらの方に整理をさせていただいております。

例えば、資源化量で見ますと、6,076tの資源化、先ほどの流れの中にもありますように、これで見ますと現在、約14%の資源化率となっているような状況でございまして、最終処分量は6,812tということでございます。

主なものは焼却残渣部分でございます。最終処分率としましては、国や県とほぼ同じ16.9%を示しております。

ごみの総排出量は43,286tでございますが、これにつきましては、市の施設に入ってくるごみの量が40,425t、ですが、これ以外に集団回収などの地域での資源回収等の取り組みをしていただいておりますそういった市の施設に直接入ってこない分で、こちらでの把握している分につきましては草津市内から発生している総排出量の中にも含めるということで、43,286tのごみの排出があるということでございます。

続きまして、6頁をご覧頂きたいと思っております。グラフ図5と図6がありますが、上の方のグラフは普通ごみの性状、これは乾ベースということで、乾いた形での三成分、組成率を表しているんですが、ご覧頂いたらおわかりいただけると思っておりますが紙、布がかなり多い。16年度はそれが約7割でございます。その他、プラスチック類、木・竹・藁類ですね、そちらの方も多く含まれているというようなことでございます。

それから、下の図6は普通ごみの三成分と低位発熱量の推移を示しております。こちらは年によって結構ばらつきもありますし、低位発熱量の折れ線のグラフで分かりますように、水分が結構多い年と少ない年があるのですが、最近はどうにかというと、この水分が減っているような状況となっております。灰の方につきましては、ほぼ同じぐらいで推移しております。

続きまして7頁へ入らせて頂きますが、ごみ処理事業費でございます。平成12年度から16年度までをグラフで表しておりますが、12年度以降ごみ処理事業費の推移ということで、14年度まで増加傾向にあり、一旦15年度で多少減少しておりますが、また16年度で再びまた増加をしております。

この中で最も大きな割合を占めておりますのが、処理の委託費で、平成16年度で見ますと、約4億円でございます。

次いで、収集の委託費、約3億6千万円、続いては工事・修繕費ということでございます。

それでこれを見ますと14年度からは処理委託費、収集委託費の順番が変わりました。

これ以降の3年につきましては処理委託費の方が上回っているような状況でございます。それから下の図8のグラフでございますけども、こちらは単位当たりのごみ処理事業費の推移を示しております。上の方の線につきましては、ごみの1t当たりの処理費用というのを示しております。

平成12年度には31,718円、1t当たり費用がかかっております。それが16年度32,475円ということになっておまして、増減はありますけども、ほぼ横ばいで推移しております。

それから1人当たりの処理費ですが、年間かかった処理費用を人口で割りますと、平成12年度は10,480円、これが増えておまして、16年度には11,457円ということで、これもまた年々、増えていっているような状況でございます。

下には国ならびにまた県の1t当たりの処理費であるとか、1人当たりの処理費を参考までにあげさせて頂きました。

続きまして、8頁をご覧頂きたいと思いますが、こちらで、ごみ処理事業の課題を数点こちらの方で上げさせて頂きました。

増加するごみの排出量ということで、ごみの排出量は先ほど申し上げておりましたように、増加傾向を示しております。

家庭系のごみの排出量は平成16年度における平成7年度からの増加率は24.7%と増えておりますし、それ以上に事業系のごみの排出量が伸びておまして、平成16年度における平成7年度からの増加率としては66.4%という数値になっておまして、この事業系のごみの占める割合、これは先ほど申し上げました平成7年度は31%であったのが、16年度は37%となっております。そうしたことから、今後市民、事業所に対しての意識調査であるとか、他都市の事例、そういったものを、今後調査、研究をして、有効なごみの減量化施策を検討していく必要があるかと考えております。

それから5の2として、ごみの分別、これは10種類分別と申し上げましたが、そちらで、ごみの中で一番多いのが普通ごみ類でございます。これが排出量全体の約85%でございます。その普通ごみのうちの割合で紙類というのが、先ほど申し上げましたように大きく72.6%、あとプラスチックも多いということで、そして普通ごみ以外の分別のものが混入しているというという現状もあります。

分別の徹底をしっかりとやっていけば、それぞれの資源化をするにあたっては有効かと、考えております。そういったことを今後検討していく必要があると考えております。

それから、5の3の収集頻度というところでございますが、普通ごみの収集が、今現在週2回でございまして、プラスチック類は月2回から3回、その他は月1回。

草津市内は今18のごみの収集区域に分けておりますが、その中で、こういった18の区域でこういった収集回数となっております。

ただ、容量的に多いプラスチック、これはかなりかさばりますので、こういったプラスチック類は近年特に排出も増えているという状況の中で、やっぱりプラスチック類の収集を増やしてほしいというご要望を市でもよくお聞きすることがあり、こういったことが課題となっておりますので、

今後の検討の中で、より良い、適切な回収頻度を、または分別の方法というのを見直していく必要があると考えております。

これにつきましてはごみの分別の中で色々なごみが混ざっているという状況を今後把握していく必要もありますので、後ほどまた資料の 4 の方でもご説明申し上げますが、ごみの組成の実態を把握していく必要がありますし、そういったことと、あと、実際に排出されている市民の方、または事業者の方の色々なご意見、声を聞かせて頂きながら、適切な分別・排出となるような形で考えていく必要があると思います。

それから続きまして 9 頁でございますが、5 の 4 の中間処理施設の処理能力とありますが、こちら平成 17 年度からプラスチック圧縮梱包処理施設というのをクリーンセンター内で稼動しております、そちらのプラスチック類の処理で、毎日の搬入量にも変動が大きくありまして、収集の日によって、やっぱり量の偏りがあると。これはプラスチック以外につきましてもそうなのですが、普通ごみ類であるとか、収集日によっても違いますし、また収集の区域によって排出量が大きく違うというような現状もありますので、こういった施設での処理能力、これを適正に処理をするのと、あとそういった運転、例えば焼却炉の運転を管理していく必要、温度の管理とかも必要ですし、こういった管理のしやすいような処理体系とか、分別とか、こういったものをあわせて検討していく必要があると考えております。

それから 5 の 5 で増加するごみ処理事業費という項目でございますが、平成 12 年度以降のごみ処理事業費は、先ほど申し上げましたとおり、増加傾向を示しておりますが、ごみ 1 人当たりの処理事業費も、ほぼ横ばいでございますけども、やはり人口 1 人当たりで見ますと、こういった処理事業費も伸びております。

過去 5 年間で平成 16 年度に最も高い数値を示しておりますので、こういったごみ処理原価の分析なり評価というのが今後必要になってきます。

またごみ処理の経費の施設の減価償却であるとか、管理部門の間接経費を盛り込んだ処理原価の算出というのが必要ですし、こういったことでまた有料化制度などの変更や見直しをする上での算出の根拠、そういったものも検討していく必要があると考えております。

この 10 頁から 15 頁につきましては参考資料ということで出させて頂きました。10 頁には草津市のごみ処理の実績を、平成 7 年度から 16 年度まで、下には事業費を上げております。

それから 11 頁の平成 16 年度におけるごみ処理体系図、これは実際の 16 年度の実績に基づいて処理体系をまとめております。こちらで大きく今と変わっているのは、プラスチック類の処理の中で、廃プラスチックの再生処理施設があったんですが、16 年度で終了しましたので、今は稼動していません。それから、12 頁でございますが、こちらは平成 7 年度以降におけます廃棄物行政の主な動向をまとめさせて頂きました。

循環型基本法が平成 12 年にできましたが、それと前後しまして各個別のリサイクル法、例えば平成 7 年容器包装リサイクル法が制定されております。その後色々なリサイクル法が整備、また、改正されたこととあわせて廃棄物処理法の方も毎年のように改正がされていて、ここ数年大きく変わっているような状況でございます。

13 頁と 14 頁にはそれぞれの法律、関連します法律の概要についてまとめさせて頂きました。

15 頁の最後、体系、施策の体系、環境基本法が一番頭にありまして、体系という形で国の方で整備されておりますし、こういった流れになっております。

続きまして、資料の 4 をご覧頂きたいと思っております。こちらはごみ質分析調査、これからこういった分析調査を実施していきたいと考えておりますが、まずは 1 頁をご覧頂きたいのですが、調査の概要として、調査の目的ですけど、これは本市におけます今後の分別のあり方を検討していくため

の基礎資料とするために行うものでありまして、詳細なごみ組成調査を実施したいと考えております。

調査の対象は、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、小型破碎ごみ、この3種類、とあわせて事業系の可燃ごみ、を調査の対象とさせて頂きたいと考えております。

実施場所はクリーンセンターで行い、あと、実施する日ですが、平成18年4月17日から21日の5日間、あくまでもこれは予定でございますので、今後、これぐらいの期間で、この予定で進めて参りたいと考えております。

それから調査内容ですが、表1にあります調査項目及び数量ということで、各調査項目につきまして、次の頁、2頁と3頁にあります、組成調査項目、これが26種類で46の区分としておるんですけども、こちらの方で、これにあわせた調査をしていくのと、これは湿重量ベースで行いたいと考えております。

尚、家庭系の普通ごみにつきましては、乾いた重量で、乾重量ベースでの組成調査も合わせて実施していきたいと考えております。

それから続きまして4頁にございますが、4頁の調査方法につきましては、今考えておりますのはごみの回収先でありますステーション、ごみ集積所の方から先ず回収を直接しまして、それで分類をしていきたいと考えております。

今回はリサイクル可能なものがどの程度含まれているのかというのも調査をしたいと考えていますので、最初から出た状況で集めまして、それをクリーンセンターに運びまして、そちらの方で3番の作業手順に基づきまして、こういった縮分の方法で最終的には100キロ程度の調査サンプルを調査する試料をとりまして、それで湿ベースであるとか乾ベースでの調査をしていきたいと考えております。

それとあと5頁で不燃ごみ、また小型破碎ごみ、いずれも家庭系ですけども、こちらも図で書いてあります通り、不燃ごみは、調査サンプルは100キロ程度で、小型破碎ごみは原則として縮分をせずに、集めてきた200kg程度、これを全量分別していきたいと考えております。

また、事業系の普通ごみにつきましては、その方法につきましては、業種によって、やはり出てくるもの、内容が相当違うかと考えられますので、そのあたりで例えば事業所の点で、こういった事業所をご協力いただいて調査をするか、今後この方についてももう少しつめていく必要があるかと考えております。

それで、続きまして、最後の資料5をご覧頂きたいのですが、資料5で、こちら廃棄物減量等推進審議会の審議内容と今後のスケジュールでございます。

本日、第1回目の審議会、3月10日でございますが、こちら、審議内容、ご覧のとおりで、次回は平成18年6月上旬を予定しております。それが第2回となりまして、それ以降、18年度中には第6回の審議会を平成19年3月中旬頃に予定しておりますが、こういったスケジュールで、今後進めていきたいと、事務局の方では考えております。以上で説明を終わらせて頂きます。

〈質疑〉

○会長

どうも、ご説明ありがとうございました。

本日は第1回ということで、現状の認識ということが中心で、込み入った議論をする時間はないのですが、今ご説明いただいた内容につきまして、何かご質問やご意見がございましたら、どうぞ宜しくお願いします。

○委員

資料 5 のスケジュールを拝見すると、次のときにはごみ質調査は、おそらく終わっているのではないかとということで、資料 4 のごみ質分析調査について、いくつかお尋ねというか、意見を述べさせていただきますのですが、一つは、この資料 4 の 4 頁に収集方法についてですね、後半の方で、個人情報に云々のことがあるということで、収集地区、収集曜日云々については草津市の方と協議の上とありますよね。

これは勿論、事情は分かるのですが、可能な範囲で、個人名というのは別に必要ないのですが、そのごみが一戸建ての所から出てきたものなのか、マンションから出てきたものなのかが、分かった方が絶対後で使えると思うんですね。

原単位の方で反映はしないわけですよ。例えばある収集地点があって、例えばその収集ステーションの所が分かれば一戸建だったら、大体そこに何軒くらい立つのか、あるのか、大体分かりますよね。そこを全部持って行って感じではないんですよ。

○事務局

そうですね、あの、いくつかのステーションから集めてきます。

○委員

取ってくるだけですよね。

○事務局

そうですね、大体、共同住宅、マンション、アパートの所に集積所が、そこだけのためにありますので

○委員

分かりました。

ですから、その大まかな属性というか、一戸建てとかマンションとかいうものは、やっぱりあの、勿論場所もですけど、それに対してお願いしたい。

もう一個はですね、2 頁、3 頁のところに、組成調査項目というのがあるわけですが、そこでその大分類という紙の所と、大分類のプラスチック、ゴム、皮革類の所で、ここでいう大分類と中分類の間というか、プラの方で言えば、容り法対応のものと、それ以外というような分類を意識された方がいいと思います。

将来的に、容り法にどの程度対応していくかって時に今のこの分類のままだと、ぴったりなかなかいかない気がする。

あと、同じく紙もですね、容り法対応のもの、勿論その容り法で、その商品の容器包装っていう縛りがあって、その部分をごみの方からですね、完全に把握するってことは、なかなか困難だとは思いますが、ある程度それに意識したものをされておいたほうが、市の方で、その試料を採ってくるときにそれをちょっと意識されていたほうが、後々使いやすいんじゃないかなという風に思います。あとは、この調査というのはこの資料 3 の 6 頁の方で、ごみの性状の調査というのは毎年されておられますよね。これとは別なんですか。

○事務局

これとは別でございます。今回この業務の中で実施します。

○委員

別ですね。

○事務局

はい、そうですね。

○委員

じゃ、分かりました。ついでということで、資料 3 の 6 頁のことをちょっとお聞きしたいんですけども。資料 3 の 6 頁の図の 6 のですが、ごみの三成分の割合とか、結構ばらついているっていうのがちょっと気になってたんですが、お尋ねしたい点があって、一つは調査時期というのは、時期というのは四季ですね。

例えば夏とか冬とかで全然変わってきますので、その辺は統一されているのか。

あとはその持ってくる場所というのが、毎年大体同じところで持ってきているのか、両方とも年によって違うからこうなっているのかっていうことが知りたかったのですが。

これは質問です。

○事務局

すいません、クリーンセンターの梅景ですけども、今のご質問の 6 頁のごみの成分ですけれども、こちらにつきましては、調査場所はクリーンセンター内のごみピットで攪拌したものを毎月 1 回測定しまして、その 12 回の平均になっております。

今回のサンプル調査は、発生場所ということなので、年度によってというか、ピット内のものすごくその広い中で、サンプルしますので、たくさんのごみを扱うんですが、どうしてもその月によって、あるいは年によって変動ございます。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○会長

今回は、毎年の組成調査に加えて 4 月にかなり、取ってくる場所も含めた詳しい情報、資料 4 の調査計画に従って作業するということで、めったに無い貴重な情報が得られると思います。他に何かお気づきの点ありましたら、ぜひ今、ご提案いただければ、それを少しでも反映した、せつかく、かなり大変な調査なので、今後のごみ減量化に向けたいいデータが得られるように、よろしく願います。

例えば資料 4 の 1 頁の調査項目のうちの数量のことですが、普通の住宅地区 3 地域、商業住宅混在地区 3 地域とられてますけど、それぞれが例えば、今、金谷先生のご意見があったような、一戸建てが中心のステーションと、どちらかというと単身生活者の多いマンションのステーションというふうな、サンプリングについての計画は、今はどうなのですか。

○事務局

そうですね、今まだ詳細までは調整できていないのですが、今ご意見いただいているのを踏まえまして、その当たりも考えていきたいと思っています。

○会長

ぜひ、よろしくお願いします。じゃあ、他に分析調査以外のことも含めまして、本日事務局さんの方からご説明いただいた内容につきまして、何かご質問、ご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

○委員

今の関連質問なんですけど、特に集合住宅なんかでは、最近立命館大学ができました関係上、学生さんのマンションが非常に大半を占めておられて、いわゆる家族で住んでおられる住宅と、あるいは単身赴任で住んでおられる方と、学生で住んでおられる方というのは、非常に分類が様々変わっておりますので、サンプルをやはり、状況をあわせてやっていったほうが、明確になると思います。

○会長

ありがとうございます。それに関連して、資料 3 で現状のところ、人口で 1 人当りのデータを紹介しておられたのですが、これは基本的に住民基本台帳に基づいた人口ですね。

○事務局

そうです。

○会長

国勢調査は 5 年に 1 回なんで、まだ 2005 年は速報ということを含めて出ていない段階で、2000 年あたりはあると思うんですが、いわゆる住民票を移していない人ですね。

まあ立命の学生はたくさんおるんですけど、以前ちょっとアンケートをとったら、推計値で 4 千人位、立命の学生で下宿はしてて、でも住民票は移してないと、でも住んでてごみは出しているということで。

それでも人口当たりになると、やっぱり 3%、4%の比率を占めますので、そのあたりもちょうと含めた結果を紹介いただくと、実際に住んでいる人の数と、出てるごみの状況をご提案いただければと思います。

〈閉会〉

○会長

あといかがでしょうか。それでは、一応本日は第 1 回ということで、草津市のごみ処理事業を中心として、あと国のこれからの方向性を含めた、最新の情報を委員の皆様方で情報をお持ちいただいて、また次回の 6 月に予定されている審議会までにまたご覧いただいた上で、新たなご提案、ご意見いただければと思います。

次回以降、本日もご紹介いただいた資料を含めまして、また次の廃棄物減量化に向けた議論を深めていければと思いますので、本日につきましては一応、第 1 回審議会、これで終了ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。あと何か事務局さんの方から事務連絡等ありましたら。

○事務局

委員の皆様方、今日は大変短い中でご審議いただき、どうもありがとうございました。

今、会長の方から説明がありましたように、次回の審議会は6月の上旬に開催をと考えております。

お手元にスケジュール表と1枚ものの紙を配布させていただいております。そこへご記入いただければ、後日、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それから行政機関以外の委員の方々につきましては、報酬も本日も提出いただいた先に入金させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また委員の方々におかれましては、お帰りは、十分気をつけてお帰りくださいませ。本日はどうもありがとうございました。